



平生町お知らせ版

令和7年（2025年）11月28日

目次

P1	議会本会議・委員会・全員協議会の開催について	議会事務局
P2	平生町議会だより第178号掲載記事に関するお詫びと訂正	平生町議会 議会事務局
P2	献血（移動採血車）にご協力を	健康保険課 保健班
P3	令和7年度带状疱疹ワクチン予防接種について	健康保険課 保健班
P4	不妊治療費助成制度のご案内	健康保険課 保健班
P5	イノシシ・クマ等の野生動物にご注意ください！	環境政策室
P6	「年末年始の交通安全県民運動」が実施されます	総務課 地域安全班
P6	年末の火災予防を！	総務課 地域安全班

議会本会議・委員会・全員協議会の開催について

議会事務局

12月定例会の日程は、11月28日に開催する議会運営委員会において決定されますが、現時点では次のとおり、本会議、各常任委員会および全員協議会を開催する予定です。

正式な日程が決定しましたら、役場本庁舎前（正面玄関に向かって右側）の平生町掲示板および佐賀出張所の掲示板に掲示し、町のホームページにも掲載します。

◆日程表

月	日	曜日	本会議および委員会	開会(議)予定時間	場所
12月	1日	月	全員協議会	午前9時	委員会室
	11日	木	本会議		議場
	12日	金	本会議		委員会室
	15日	月	産業文教常任委員会		
	16日	火	総務厚生常任委員会		
	19日	金	本会議		

- ・傍聴を希望される人は、当日、平生町役場議場の傍聴席入口または委員会室の入口からお入りください。事前の申込みは必要ありません。
- ・発熱等風邪症状のある人や体調のすぐれない人などは傍聴をご遠慮ください。
- ・本会議は議事の進行によっては、休会となることもあります。

◆問合せ先 議会事務局（TEL：56-7110）

回
覧

平生町議会だより第 178 号掲載記事に関するお詫びと訂正

平生町議会
議会事務局

平生町議会だより第 178 号（10 月 24 日発行）の掲載記事に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

訂正箇所	誤	正
3 ページ中段 決算特別委員会の報告 歳入歳出の決算額報告の下端 各会計決算認定の結果報告	令和 6 年度一般会計決算、各特別会計決算および企業会計決算は、 <u>診査</u> の結果、全会一致で認定すべきとなりました。	令和 6 年度一般会計決算、各特別会計決算および企業会計決算は、 <u>審査</u> の結果、全会一致で認定すべきとなりました。
6 ページ 細田議員の一般質問 図書館をまちづくりの拠点にの質問の 8 行目	町長の描く図書館像と建て替えの <u>進歩</u> を質問する。	町長の描く図書館像と建て替えの <u>進捗</u> を質問する。

◆問合せ先

議会事務局（TEL：56-7110）

献血（移動採血車）にご協力を

健康保険課 保健班

移動採血車が次のとおり来町しますので、みなさんのご協力をお願いします。

◆日時および場所

月 日	時 間	場 所
12 月 21 日（日）	午前 9 時 30 分～正午 午後 1 時 15 分～午後 4 時	マックスバリュ平生東店

※400mL 献血限定です。

※献血カードをお持ちの方はご持参ください。

※献血カードをお持ちでない方は「運転免許証」「マイナンバーカード」など本人が確認できる書類をご持参ください。

◆感染症予防のために

・受付時に体温測定を実施しています。発熱が確認された場合は、献血をご遠慮いただいています。

・会場に備えてある消毒液で手指消毒をお願いします。

・マスクの着用をお願いします。

◆問合せ先

町保健センター（TEL：56-7141）

令和7年度带状疱疹ワクチン予防接種について

健康保険課 保健班

令和7年度带状疱疹ワクチン予防接種について、次のとおり実施しています。予防接種を受けることで、感染症の発症や発症後の重症化を予防することに一定の効果があるとされています。

定期接種の対象になる機会は「生涯に1度」です。接種を希望される方は、接種の機会を逃さないようご注意ください。なお、带状疱疹ワクチンの予防接種は、対象者のうち希望した方に行うものであり、義務や強制ではありません。

◆接種対象者

接種日時点で平生町に住民票があり、次の①、②のいずれかに該当する方

①令和7年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる方

②60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方

※これまでに任意接種で带状疱疹ワクチン予防接種を完了された方は、原則定期接種の対象外です。

◆接種回数と間隔

・生ワクチン 1回

・組換えワクチン 2回（通常1回目接種から2か月以上の間隔をあけて2回目を接種）

※組換えワクチンについて、病気や治療により、免疫の機能が低下した、または低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

◆接種期限

令和8年3月31日（火）

※組換えワクチンは、通常2か月以上の間隔をあけて2回接種する必要があります。接種期限までに2回接種を完了させるためには、1回目の接種を遅くとも令和8年1月末までに済ませてください。

◆自己負担金（1回あたり）

・生ワクチン 2,660円

・組換えワクチン 6,620円

※生活保護世帯については、医療依頼証を提示することで自己負担金が免除されます。

◆接種時に必要なもの

・带状疱疹ワクチン予防接種予診票（医療機関には設置していません。転入や紛失等で予診票をお持ちでない場合は、保健センターへお問い合わせください）

・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

・健康手帳または予防接種手帳（接種を受ける時には、必ず手帳を持参し窓口に提出してください。お持ちでない場合は、予防接種手帳を保健センターまたは佐賀出張所で交付します）

・自己負担金

・身体障害者手帳1級の写しまたは医師の診断書（対象者②に該当する方）

・医療依頼証（生活保護世帯の方）

次ページへ続く

◆予診票について

- ・対象者①に該当する方には、4月下旬に予診票を送付しています。
- ・対象者②に該当する方で接種を希望される場合は、保健センターへお問い合わせください。

◆町内接種医療機関

医療機関	電話番号
おきの内科糖尿病クリニック	56-7733
光輝病院	58-1111
平生クリニックセンター	56-2000
みつおかクリニック	58-5010
さいとう整形外科	56-0707
たけの子クリニック	25-3341

- ・町外の医療機関でも接種できますので、保健センターまたはかかりつけの医療機関にご確認ください。
- ・ワクチンの準備等のため、事前に医療機関へ連絡をし、予約をしてください。

◆問合せ先

町保健センター（TEL：56-7141）

不妊治療費助成制度のご案内

健康保険課 保健班

町では、子どもを生ま育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療費の一部を助成しています。

◆対象治療費

医療保険適用の不妊治療の自己負担分（タイミング法、薬物療法、検査、手術等）

※ただし、人工授精、体外受精および顕微授精は除きます。

※令和7年4月1日以降に受けた治療費に限ります。

◆対象者

申請日において次のすべてに該当する方

- ・平生町民であること
- ・法律上の夫婦であること
- ・夫婦の前年度所得合計額が730万円未満
- ・夫または妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員または被扶養者であること

◆助成金額

1年度あたり3万円以内

◆助成期間

通算5年（山口県内他市町での助成も含む）

※ただし、3年目以降は医師が必要と判断したものに限ります。

◆提出書類

- 一般不妊治療費助成事業申請書兼請求書（様式第1号）
- 一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書（様式第2号）

※様式は町保健センターに設置しています。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

◆申請期限

令和8年3月31日（火）

◆注意事項

- 不妊治療費が3万円を超えた方、治療を中止された方、妊娠等で今後治療予定のない方は、早めに申請書類をご提出ください。
- 申請の際は、書類持参前に町保健センターに電話連絡をお願いします。
- 令和8年3月に治療があり、年度内の申請が困難な方は、3月上旬までに町保健センターへご相談ください。

◆問合せ先

町保健センター（TEL：56-7141）

イノシシ・クマ等の野生動物にご注意ください！

環境政策室

最近、全国的にツキノワグマの目撃や被害情報が多く報道されています。近隣の柳井市北部では、防犯カメラに撮影された事例や、イノシシのわなに誤ってかかった事例が報告されています。平生町内でも目撃情報は寄せられていますが、現時点ではクマと断定できる足跡などの痕跡は確認されていません。

ただし、イノシシやアナグマなどの野生動物の住宅地への出没は増えていますので、野生動物からの被害を防ぐため、次のことに気をつけましょう。

◎野生動物に出会ってしまったら・・・

不用意に刺激せず、背中を見せずにゆっくりと後退しその場から立ち去りましょう。

- 近寄らない
- 落ち着いて行動する

◎「クマかも！」と思ったら・・・

①まずは安全確保!!

- 近づかず落ち着いて距離を取る
- 走って逃げない（クマが追いかける可能性あり）
- ゆっくり静かに安全な場所へ移動する

②安全が確保できたら

クマがいた場合の通報は落ち着いてから

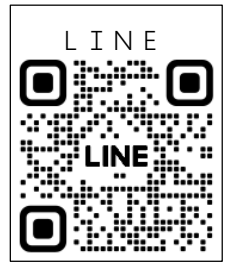
- 「見た時間、場所」「距離」「特徴（色・大きさ・耳・しっぽ）」などを詳しく伝える
- 一緒に見た人や撮影した映像があれば、それも併せて伝える

[次ページへ続く](#)

クマ・クマらしき動物の目撃情報を LINE および防災メールでお知らせします。

平生町公式 LINE 登録・受信設定方法

- ① 右の QR コードを読み取るか LINE アプリで@hiraotownと検索し平生町公式LINEアカウントを表示後、追加ボタンを押す。
- ② 平生町公式ラインのメニューを表示し、受信設定画面を指定し、安全安心にチェックを入れ、送信ボタンを押して完了する。



平生町防災メール登録・受信設定方法

- ① 右の QR コードを読み取るか「e-hirao@xpressmail.jp」に空メールを送る。
- ② 返信メールの URL から登録・変更画面にアクセスし、安全・安心情報にチェックを入れ確認ボタン、登録ボタンを押して完了する。



◆問合せ先

町役場環境政策室 (TEL: 56-7126)

「年末年始の交通安全県民運動」が実施されます

総務課 地域安全班

年末年始は、帰省やレジャーに伴って人の動きが広範囲になるため、交通量が増加します。さらに、忘年会や新年会などで飲酒の機会が多くなることから、飲酒運転に起因する重大事故の発生が懸念されます。一人ひとりが交通安全の意識を高め、交通事故のない住みよい町をつくりましょう。

◆運動期間 令和7年12月10日(水)～令和8年1月3日(土)

◆町の重点事項

〈ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進〉

昨年11月1日に道路交通法が改正され、自転車運転中の「ながら運転」「酒気帯び運転」の罰則が強化されました。運転中の不注意は、重大な事故を招きかねません。

特に「飲酒運転」は非常に悪質な犯罪ですので、運転者もまわりの方も「飲んだら乗るな」を徹底し、飲酒運転の防止に努めましょう。

- ・携帯電話使用等…最大1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◆問合せ先 町役場総務課 地域安全班 (TEL: 56-7111)

年末の火災予防を！

～消防団員が防火パトロールを行います～

総務課 地域安全班

平生町消防団では、毎年、年末に防火パトロールを実施しています。

今年も次のとおり、町内一円で防火パトロールを実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。火の取り扱いには十分注意し、火災予防に努めましょう。

◆実施期間 12月16日(火)から年末

◆実施時間 午後7時～午後8時(1時間)

◆問合せ先 町役場総務課 地域安全班 (TEL: 56-7111)

次回発行日は12月19日(金)です